

環 生 第 234 号
令和 4 年 12 月 14 日

公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会 会長 様

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長

浄化槽の適正管理に関する啓発協力について(依頼)

平素より静岡県浄化槽行政に格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、浄化槽管理者（浄化槽の所有者、占有者又は管理権原を有する者）は、浄化槽法に基づき、定期的に浄化槽の①保守点検、②清掃、③法定検査の3つを行うことが義務付けられています。浄化槽は、これらを行うことによって、生活排水を浄化する機能を十分に発揮します。

定期的な検査等を行う義務があることの周知については、浄化槽が設置された建物の取引時に行うことが効果的であるため、貴会員から浄化槽管理者を啓発していただきたく、下記のとおり宅地建物取引業者向けの協力依頼内容をまとめました。

つきましては、貴会員への周知に御協力をお願いいたします。

記

- 1 「住宅販売に関わる事業者の皆様へ」（別添1）
静岡県公式ホームページに掲載したので、本ページを貴会員へ御案内ください。
[ホームページのURL]
http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/sui/joukasou_juutakukankei.html
- 2 重要事項説明事項（浄化槽）に関連するチェックリスト（別添2）
宅地建物取引業法第35条第1項に基づき、宅地建物取引士が契約者に重要事項説明書を交付して説明する際の補助資料として、御活用ください。
- 3 「浄化槽が設置された建物の取引におけるトラブルを防止するために」（別添3）
宅地建物取引業者向けの内容となるので、メールマガジン等で貴会員へ情報発信してください。

担 当 大 気 水 質 班
電話番号 054-221-2253